

1 手続き

雑1-1 昇降機の確認申請

[法第2条第3号、法第6条、法第87条の4]

追加：平成26年4月 更新：平成28年7月、令和5年4月

解釈

- 1 昇降機を法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物に設ける場合には、同項の規定による確認又は法第18条第2項の規定による通知（以下本項目において「確認等」という。）を要する場合を除き、法第87条の4の規定に基づき確認等が必要である。

昇降機に関し法第87条の4に規定する「設ける場合」に該当する場合

エレベーター	(1) エレベーターを新設する場合 昇降機の移設は、移設先において新設する場合と見なす。
	(2) 既設のエレベーターを撤去・新設する場合 主要な支持部分（※1）（全部又は一部）、籠（枠及び床板）、駆動装置（巻上機又は油圧パワーユニット等）及び制御盤を一括して取り替える場合は、エレベーターを撤去・新設する場合と見なす。
エスカレーター	(1) エスカレーターを新設する場合 昇降機の移設は、移設先において新設場合と見なす。
	(2) 既設のエスカレーターを撤去・新設する場合 エスカレーターのトラス等（トラス又ははり）、踏段、駆動機及び制御盤を一括して取り替える場合は、エスカレーターを撤去・新設場合と見なす。
小荷物専用昇降機 （※2）	エレベーターに準じる。

※1 令第129条の4第1項に規定する主要な支持部分をいう。

※2 全ての出入口の下端が床面よりも50cm以上高いものは除く。

- 2 昇降機の法第87条の4に基づく確認等は、令第5章の4第2節（昇降機）の全ての規定に適合しなければならない。

QA

Q1 既設のエレベーターに令第129条の10第3項に規定する安全装置のみを設ける場合は、解釈1の「設ける場合」に該当するか。

A1 該当しない。

Q2 エスカレーターの既設のトラス等の内部に新たにトラス等を組み込み、構造上一体的に主要な支持部分とする場合は、解釈1の「トラス等を取り替える場合」に該当するか。

A2 該当しない。

Q3 法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物の確認申請時に昇降機を設ける場合、昇降機を建築物に含めた確認申請（一体申請）としなくてはならないか。

A3 法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物の確認申請時に、昇降機を設ける場合は、一体申請を原則としている。しかし、建築物の確認申請時に昇降機の仕様等が決定していない場合は建築物と別に申請することも可能である。この場合は、別に申請することを明確にする必要がある。

Q4 法第6条第1項第4号の建築物に昇降機を設ける場合、確認申請は必要となるか。

A4 新築する場合や既存建築物に増築等を行う場合など、確認申請を伴う建築行為と同時に昇降機を設ける場合は、一体申請が必要となる。既存建築物に昇降機を設ける場合で、建築物の確認申請を伴わない場合は、法第87条の4に基づく昇降機単体の確認申請は不要である。

Q5 一体申請を行う場合、確認申請書等の記載で留意すべきことはあるか。

A5 一体申請の場合は確認申請書、建築計画概要書及び完了検査申請書に、一体申請であることを明確にするため、原則として以下のとおり記載すること。

確認申請書	第四面【10. 建築設備の種類】	「昇降機」を記載
	第四面【18. その他必要な事項】	「昇降機の概要（用途、定格速度、積載量及び定員等）」を記載
建築計画概要書	第二面【20. その他必要な事項】	「昇降機の概要（用途、定格速度、積載量及び定員等）」を記載
完了検査申請書	第一面【検査を申請する建築物等】	「建築設備（昇降機）」にレ点を記載
	第三面【11. 備考】	「昇降機の概要（用途、定格速度、積載量及び定員等）」を記載
	第四面 工事監理の状況「建築設備に用いる材料の種類及びその照合した内容並びに当該建築設備の構造及び	昇降機の項目を記載し、必要事項を他の建築設備と同様に記載

	施工状況（区画貫通部の処理状況を含む。）」	
	第四面 工事監理の状況「備考」	「昇降機の概要（用途、定格速度、積載量及び定員等）」を記載

Q 6 建築基準法における昇降機に該当しない機器にはどのようなものがあるか。

A 6 次の機器は、建築基準法における昇降機に該当しない。

- (1) 工場、作業場等の生産設備又は搬送（荷役）設備（専らそれらの過程の一部に組み込まれる施設で、人が搬器への物品の搬入出に直接介入せずに使用され、かつ、人が乗り込んだ状態で運転されるおそれのない構造となっているもの。）
- (2) 舞台装置であるセリ上げ装置
- (3) 機械式駐車場（自転車の駐車の用に供するものを含む。）
- (4) 駅舎（改札口の内側（軌道側）に限る。）に設置する昇降機
- (5) 工事のためのもの

関連項目

- ・近畿建築行政会議建築基準法共通取扱い集 「法第87条の4に基づく昇降機の確認申請」
- ・近畿建築行政会議建築基準法共通取扱い集 「建築基準法における昇降機に該当しない工場、作業場の垂直搬送機」
- ・建築設備設計・施工上の運用指針 9-1
- ・ハンドブック 雑3-2 特殊な形式の倉庫
- ・旧ハンドブック 質1-7 法第87条の2に基づく昇降機の確認申請について
- ・旧ハンドブック 質1-8 建築物と昇降機の一体申請について
- ・旧ハンドブック 質1-9 小荷物専用昇降機の確認申請について
- ・旧ハンドブック 質1-10 建築設備としての昇降機に該当しない機器について

雑1-2 一敷地に複数の建築物がある場合の仮使用

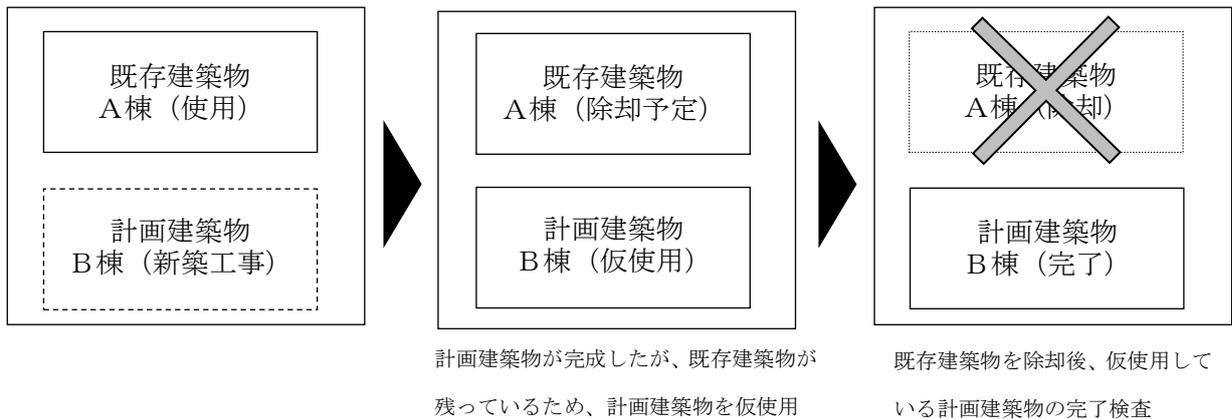
[法第7条の6]

追加：令和5年4月

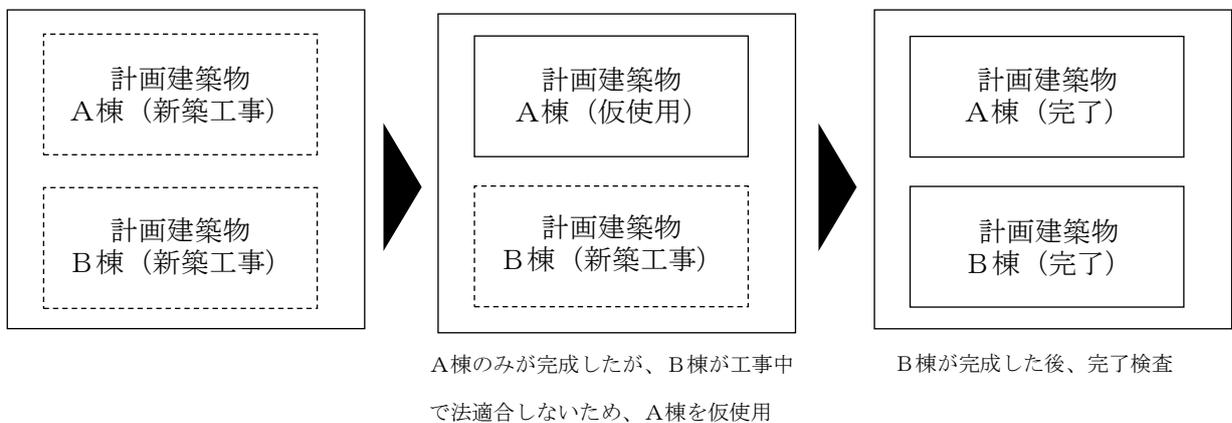
解釈

敷地内で建替えを行う場合や一敷地に複数棟を新築する場合など、一敷地に複数の建築物がある場合の仮使用を以下のとおり取り扱う。

- (1) 敷地内の既存建築物（除却予定）を使用しながら、別棟を新築する場合



- (2) 一敷地に複数棟を新築する計画で、先行して完成した棟を使用する場合



QA

- Q1 先行して完成した4号建築物（法第6条第1項第4号）の仮使用認定を申請したい。
A1 法第7条の6第1項において、4号建築物に対する使用制限及び仮使用認定の規定はない。

関連項目

- ・工事中建築物の仮使用認定手続きマニュアル

雑1-3 用途の変更

〔法第87条、法第28条第1項、法第35条、法第36条、法第40条、法第43条第3項、市条例第43条の4〕

追加：令和5年4月

解釈

1 用途の変更を行う際の確認申請の要否

「用途の変更」とは、建築物が適法にある用途に供された後において、他の用途に変更する場合を指す。用途の変更を行い、法第6条第1項第1号の特殊建築物とする場合は、確認申請が必要である。

なお、確認申請が不要な用途の変更であっても、法に適合させる必要がある。

2 「法第36条中第28条第1項若しくは第35条に関する部分」

法第87条第3項中、「法第36条中第28条第1項若しくは第35条に関する部分」に該当するのは、次の部分である。

法第36条中法第28条第1項に関する部分	<ul style="list-style-type: none"> 令第19条（学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光） 令第20条（有効面積の算定方法）
法第36条中法第35条に関する部分	<ul style="list-style-type: none"> 令第23条（階段及び踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法）ただし、令第128条の3の規定を実施する場合に限る。 令第112条（防火区画）ただし、令第5章の規定を実施する場合に限る。 令第113条（木造等の建築物の防火壁）ただし、令第5章の規定を実施する場合に限る。

例示

確認申請が必要となる場合、不要な場合（一例）

変更前の用途		変更後の用途	確認申請の要否
事務所（300㎡）	⇒	飲食店（300㎡）	必要
事務所（300㎡）	⇒	飲食店（250㎡） 事務所（50㎡）	必要
事務所（300㎡）	⇒	飲食店（100㎡） 事務所（200㎡）	不要
事務所（200㎡） 飲食店（100㎡）	⇒ ⇒	事務所（50㎡） 飲食店（250㎡）	不要

QA

Q1 用途の変更を行う際に適用される規定は何か。

A1 法第87条と平成28年3月31日付国住指第4718号用途変更の円滑化について（技術的助言）などを参考にされたい。また、市条例についても、市条例第43条の4において適用しない旨が記載されている場合を除き、各条文が適用される。「条3-3 既存の建築物に対する適用除外」を参照。

関連項目

- ・平成28年3月31日付国住指第4718号用途変更の円滑化について（技術的助言）
- ・ハンドブック 条3-3 既存の建築物に対する適用除外

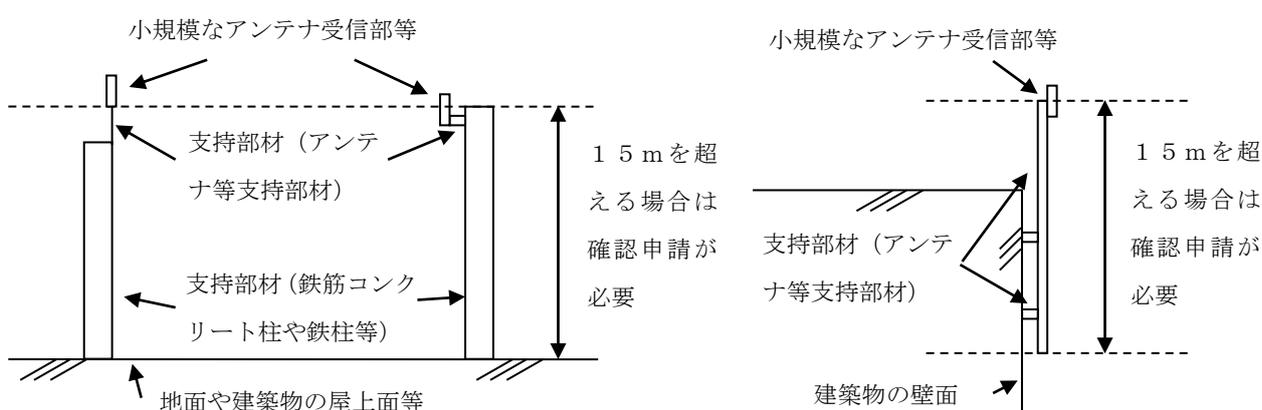
雑1-4 工作物への準用(小規模な無線アンテナ)

〔法第88条、令第138条、平成23年国交告第1002号〕

追加：令和5年4月

解釈

鉄筋コンクリートや鉄等の柱等に小規模な携帯電話等の無線アンテナが付属している場合における令第138条第1項第2号に規定する柱等の高さは、小規模なアンテナ受信部等を支持する部材（以下本項目において「支持部材」という。）の下端から上端までの高さとする。



QA

Q1 小規模な携帯電話等の無線アンテナは、建築物の一部となり得るか。

A1 原則は工作物となるが、例えば、建築物の柱を延長して支持部材とする場合など、外観上又は構造上建築物と一体と見なすことができる場合は、建築物の一部として判断されることもあり得る。

Q2 電気事業者の電柱に、電気通信事業者が無線アンテナ（小規模なアンテナ受信部等と支持部材）を設置することで高さ15mを超えるものは、確認申請が必要か。

A2 電気通信事業者は電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者に該当しないため、15mを超える柱等を電気通信事業者が設置する場合は、確認申請が必要となる。

関連項目

・基準総則・集団規定の適用事例 「建築物と一体的な広告塔」

雑1-5 消防長等の同意を要する住宅

〔法第93条、令第147条の3、消防法第7条、消防法施行令第1条〕

追加：令和5年4月

解釈

法第93条ただし書及び令第147条の3に基づき、一戸建ての住宅で、住宅の用途以外の用途（※1）に供する部分の床面積（※2）が、延べ面積（※3）の1/2以上であるもの又は50㎡を超えるものについては、法第22条区域等であっても確認時に消防長等の同意が必要である。

※1 住宅の用途以外の用途

自動車車庫は、住宅の用途以外の用途とする。倉庫は、住宅の用途（一戸建ての住宅の一部）とする。

※2 住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積

敷地内にある既存の住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計に、新たに計画する住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計を加えたものとする。

※3 延べ面積

敷地内にある全ての既存建築物の床面積の合計に、新たに計画する建築物の床面積の合計を加えたものとする。

QA

Q1 ここで示されている用途の考え方は、他の条文でも準用可能か。

A1 建基法第93条第1項及び消防法第7条第1項の適用に関してのみ適用する。

Q2 消防長等の同意が必要となった場合、どの建築物について消防法に係る図書の提出が必要になるのか。

A2 敷地内の建築物全てを新築する場合は、関連する全ての建築物の図書が必要となる。増築等の場合は、増築等に関連する新たな建築物又は建築物の部分の図書が必要となる。

Q3 消防同意の必要性を判断する際、増築部分が構造上及び意匠上の別棟であるか否かが考慮されるか。

A3 考慮されない。

関連項目

2 緩和事項

雑2-1 吹きさらしの廊下等に設けるルーバー、格子等

〔法第28条、法第35条、法第35条の2、法第35条の3、法第92条、令第2条第1項第3号、令第20条、令第20条の2、令第20条の3、令第20条の7、令第20条の8、令第111条、令第116条の2、令第126条の3、令第128条の3の2、令第129条の2の5〕

更新：平成30年5月、令和5年4月

解釈

下記の条件を満たすルーバーや格子は、床面積及び採光、換気及び排煙について、ルーバー等がないものとし、「外気に有効に開放されている部分」等の判断に影響を与えないものとする。ただし、消防法の取扱いについては、別途確認が必要である。

1 縦格子・横格子の場合

以下の条件を全て満足するもの

- ア 格子の材質：不燃材料
- イ 開放性： $h \geq H/2$ かつ 1.1m
- ウ 格子断面形状： $a + b \leq \ell$ かつ $10\text{cm} \leq \ell$
- エ $B \leq 0.3\text{m}$
- オ $(0.8\text{m} - B) \times (W\text{範囲での}\ell\text{の合計}) \geq A/50$

h：開放部分間の距離

H：天井高さ

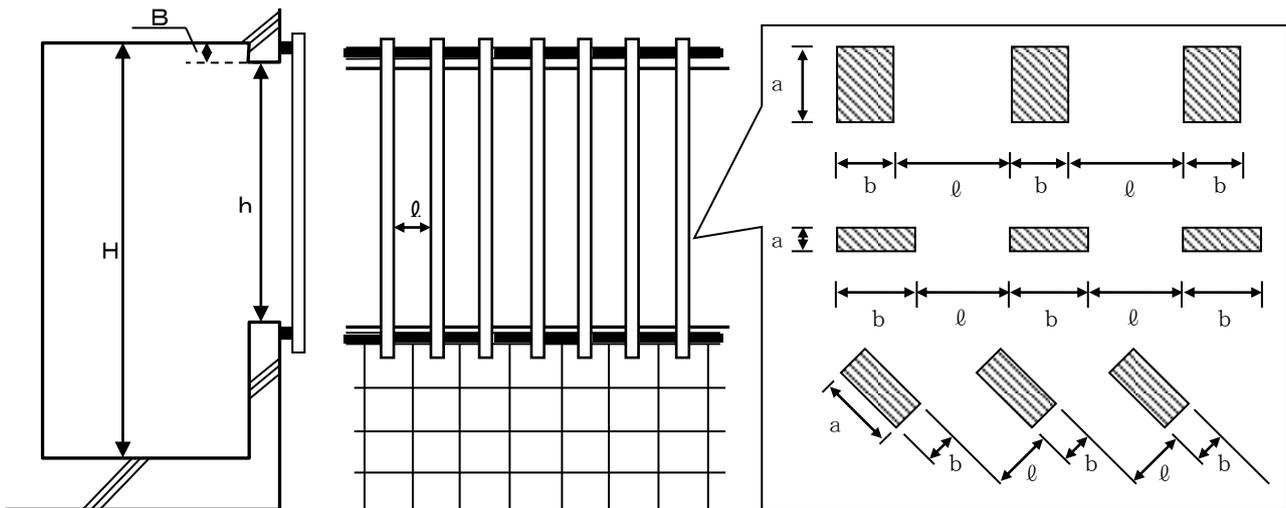
a、b：格子の寸法

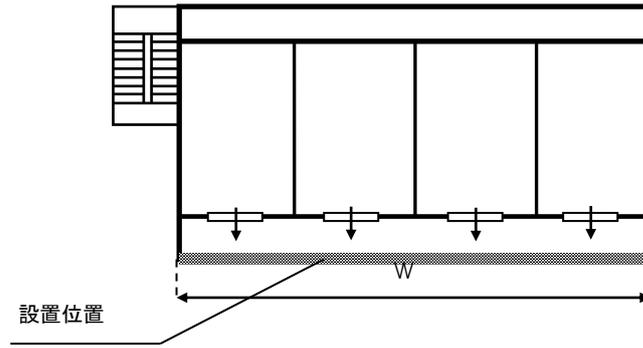
ℓ ：空き寸法

B：天井からの垂れ壁寸法

W：開放廊下等の幅

A：廊下等へ排煙する当該階の居室の床面積の合計





2 腰壁より上部に開放部分がある横格子・ルーバー等の場合

以下の条件を全て満足するもの

ア ルーバー等の設置高さ：床面から 1.8m以下

イ ルーバー等の材質：不燃材料

ウ 開放性

※Lb：ルーバー形状

$$L a + L b' + L c \geq H/2 \text{ かつ } 1.1\text{m}$$

※Lb：パネル形状

$$L a + L c \geq H/2 \text{ かつ } 1.1\text{m}$$

※Lb：パンチングメタル形状

$$L a + L b p + L c \geq H/2 \text{ かつ } 1.1\text{m}$$

エ $B \leq 0.3\text{m}$

オ $(0.8\text{m} - B) \times W \geq A/50$

H：天井高さ

La、Lc：開放されている部分

Lb：ルーバー等の部分

Lb i、ii、iii：ルーバー等の開口部分の隙間の距離

Lb'：ルーバー等の有効開口寸法

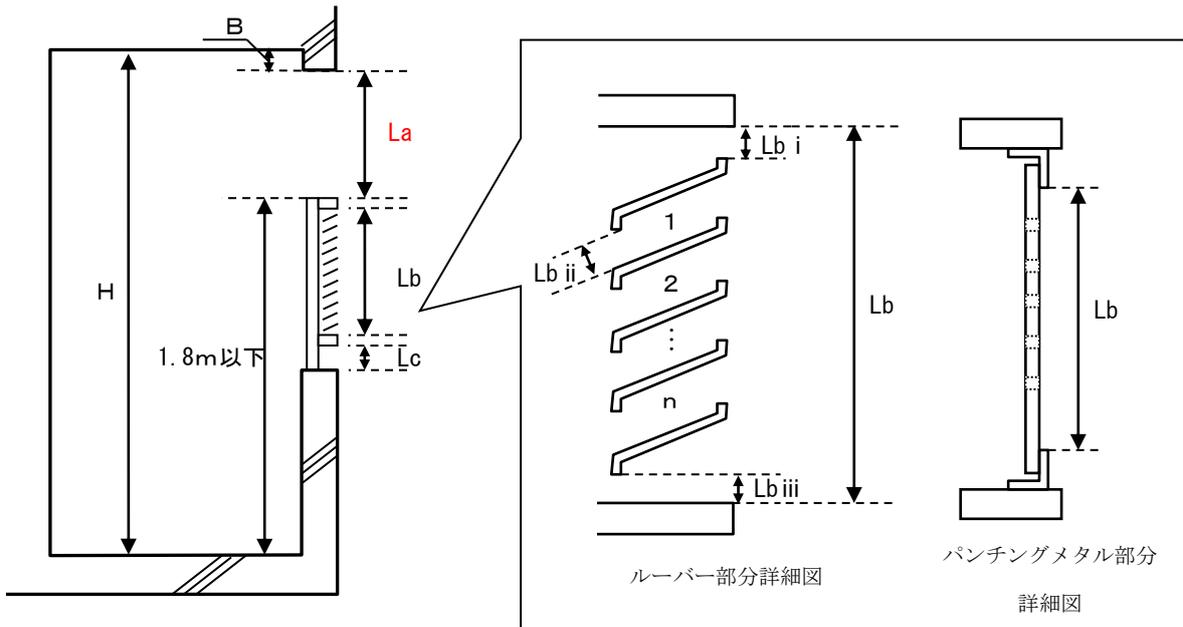
$$(Lb' = Lb i + Lb ii \times n + Lb iii)$$

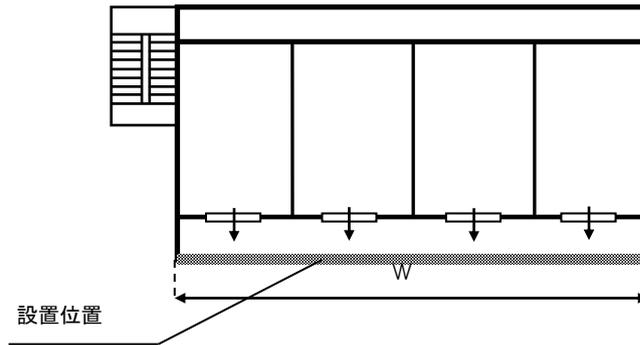
Lbp：パンチングメタルの開放率×Lb

B：天井からの垂れ壁寸法

W：開放廊下等の幅

A：廊下等へ排煙する当該階の居室の床面





3 部分的（玄関前に限る。）に設ける防風スクリーンの場合

以下の条件を全て満足するもの

ア 防風スクリーンの材質：不燃材料

イ 全体の開放性 $(W_n \text{の合計}) \times h > (W_c \times H) / 3$

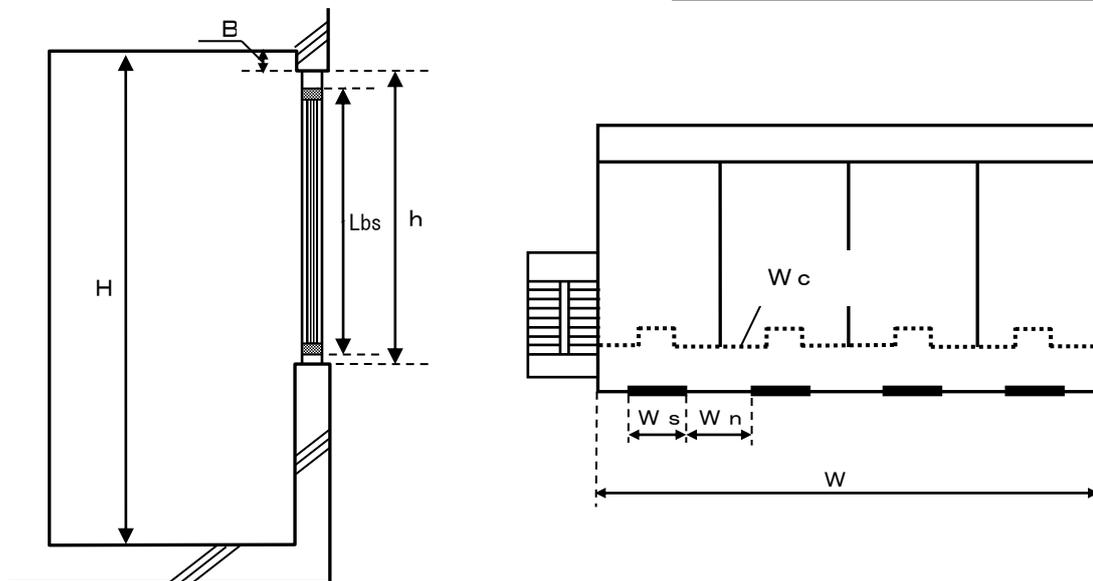
ウ $W_s \leq 2\text{m}$ かつ $W_n \geq 1\text{m}$

エ $B \leq 0.3\text{m}$

オ $(0.8\text{m} - B) \times \{W - (W_s \text{の合計})\} \geq A/50$

カ W_n 部分にルーバー等がないもの

H	: 天井高さ
Lbs	: 防風スクリーンの高さ
W _s	: 防風スクリーン設置幅
W _n	: 防風スクリーン間の距離
W _c	: 当該階の廊下に面して接する外壁長さ
W	: 開放廊下等の幅
A	: 廊下等へ排煙する当該階の居室の床面積の合計



関連項目

- ・ハンドブック 総3-5 吹きさらしの廊下・バルコニー・ベランダ
- ・ハンドブック 総4-3 吹きさらしの廊下・バルコニー・ベランダ
- ・ハンドブック 単2-2 採光有効面積の算定（吹きさらしの廊下・バルコニー等に面する居室）
- ・旧ハンドブック 解9-1 床面積・建築面積の算定方法

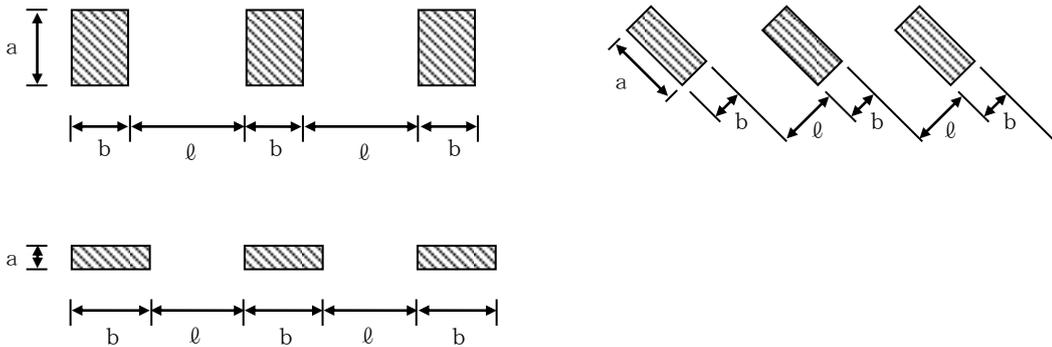
雑2-2 屋外階段に設けるルーバー、格子等

〔法第35条、法第92条、令第2条第1項第2号、第3号、令第121条第1項第3号、第6号、令第121条の2、令第123条第2項〕

解釈

単6-5に規定する屋外階段（解釈2のただし書に適合する階段を含む。）に、やむを得ず目隠しルーバー等を設ける場合は、次の条件を全て満足すること。

- (1) 目隠しは、不燃材料で造ること。
- (2) 階段の手すりとなねないこと（目隠しを取り外しても手すりが存在する形状とする。）。
- (3) 構造は簡易なものとする。
- (4) パンチングメタル等の板状のものを使用する場合は、開放率60%以上とすること。
- (5) ルーバーの断面形状は、「 $a + b \leq \ell$ かつ $10\text{cm} \leq \ell$ 」とすること。



関連項目

- ・ハンドブック 総3-7 屋外階段
- ・ハンドブック 総4-4 屋外階段
- ・ハンドブック 単6-5 屋外階段
- ・旧ハンドブック 解4-7 屋外階段

雑2-3 里道・水路等の空地による緩和

[法第2条第6号、令第20条第2項第1号、令第134条、令第135条の3第1項第1号、令第135条の4第1項第1号、令第135条の12第3項第1号]

追加：平成26年4月 更新：平成28年7月、平成30年5月、令和5年4月

解釈

1 里道・水路等、線路敷、公園・広場等の空地による緩和の取り扱い

採光、延焼のおそれのある部分、斜線制限、日影規制において、里道・水路等、線路敷、公園・広場等の空地による緩和の取扱いは以下のとおりとする。

里道・水路等の空地による緩和一覧表

	里道・農道等（公共団体が所有・管理）	水路・都市下水路等 ^{※2}	水面（河川）	線路敷 ^{※3}	公園・広場 ^{※4}	市条例第4条に規定する避難通路 ^{※8}	根拠条文
1 採光	△	△	△	△	△	△	令第20条第2項第1号
2 延焼のおそれのある部分	△ 道路に準ずる	△ 道路に準ずる	— ^{※7} 面する部分全て	— ^{※7} 面する部分全て	— ^{※7} 面する部分全て	△ 道路に準ずる	法第2条第6号
3 道路斜線 ^{※1}	○	○	○	○	○	× ^{※8}	令第134条第1項
3 道路斜線(2A) ^{※1}	○	○	○	○	○	× ^{※8}	令第134条第2項
4 隣地斜線	△	△	△	△	△ ^{※5}	× ^{※8}	令第135条の3第1項第1号
5 北側斜線	△	△	△	△	×	× ^{※8}	令第135条の4第1項第1号
6 日影規制	△ ^{※6}	△ ^{※6}	△ ^{※6}	△ ^{※6}	×	× ^{※8}	令第135条の12第3項第1号

○：全幅が緩和対象、△：全幅の半幅が緩和対象、×：緩和対象とせず

※1：道路の反対側にある場合に限る。

※2：公共団体が所有・管理するもの及び水利組合が管理する農業用水路に限る。

※3：高架線路敷（駅舎がある場合を除く。）については、高架下の利用状況に関わらない。（建築物がある場合を含む。）

※4：公園については、都市公園法による公園に限る。ただし、都市計画公園で事業認可されており空地となっているものや、開発行為による帰属公園については、緩和の適用ができる。

2 緩和事項

※5：都市公園法施行令第2条第1項第1号に規定する都市公園（街区公園）を除く。

※6：当該道路、水面、線路敷その他これらに類するものの幅が10mを超えるときは、当該空地等の反対側の境界線から当該敷地の側に水平距離5mの線を敷地境界線とみなす。

※7：防火上有効な部分に限る。

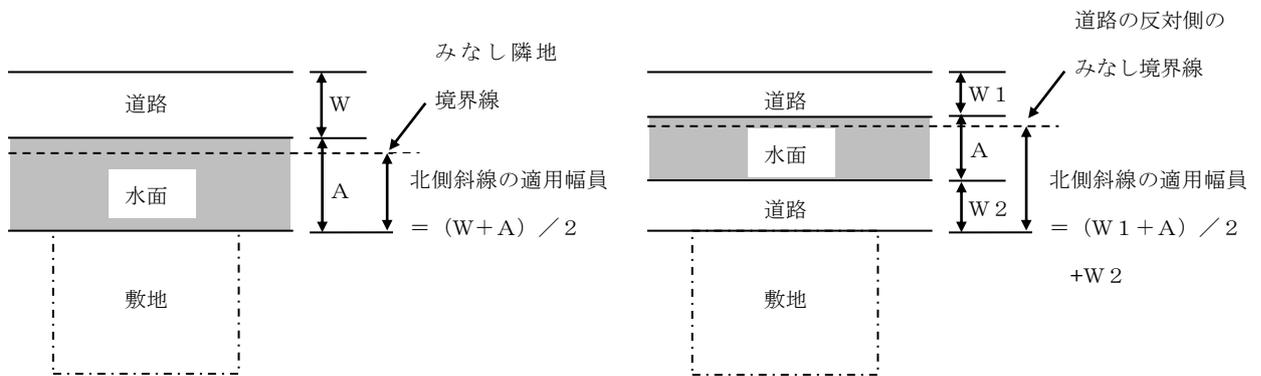
※8：「里道・農道等（公共団体が所有・管理）」に該当するものは、里道・農道等の取扱いを準用する。

2 里道・水路等に連続して道路がある場合

前項の緩和のうち、全幅が緩和対象となるもの（表中の「○」）の外側に連続して道路がある場合は、その全幅の合計を里道・水路等の幅とする。

全幅の半分が緩和対象となるもの（表中の「△」）の外側に連続して道路がある場合は、その全幅の合計の半分を里道・水路等の幅とする。

例えば、水路・都市下水等、水面（河川）の外側に連続して道路がある場合で北側斜線を検討する際（表中の「△」で全幅の半分が緩和対象となるもの）は、道路幅を含め、水路・都市下水等、水面（河川）の幅とする。



QA

Q1 解釈1の延焼のおそれのある部分における緩和のうち、幅員2m程度の水面は「※7防火上有効な部分」に該当するか。

A1 幅員2m程度では防火上有効とは見なすことはできない。

Q2 解釈1の延焼のおそれのある部分における緩和のうち、敷地に隣接する公園・広場内に建築物が存する場合でも「※7防火上有効な部分」に該当するか。

A2 原則として、建築物の敷地として設定されている部分は、防火上有効な部分に該当しない。

Q3 令第135条の12第2項の規定を適用し、「敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲において新たに日影となる部分を生じさせない」ことを示す際に、測定線の設定に解釈1の緩和は適用可能か。

A3 令第135条の12第2項の規定には、令第135条の12第3項の規定の緩和は適用できない。

関連項目

- ・近畿建築行政会議建築基準法共通取扱い集 「里道・水路等の空地による緩和」
- ・基準総則・集団規定の適用事例 「2以上の水面等が連続して接する場合の高さ制限等の取扱い」
- ・ハンドブック 総3-5 吹きさらしの廊下・バルコニー・ベランダ
- ・ハンドブック 単2-2 採光有効面積の算定 (吹きさらしの廊下・バルコニー等に面する居室)
- ・ハンドブック 集6-7 日影を測定する測定線
- ・旧ハンドブック 解9-6 里道・水路等の空地による緩和
- ・旧ハンドブック 解10-1 延焼のおそれのある部分

雑2-4 令第128条に規定されているその他の空地

〔法第35条、令第128条〕

追加：平成28年7月 更新：平成30年5月

解釈

基準時（昭和25年11月23日）以前から存在している建築物の用途を変更し、特殊建築物とする計画において、令第128条に規定されている「その他の空地」として取扱う通路の基準は、以下のとおりとする。

なお、「法第43条第2項第2号（平成30年9月25日以前は法第43条第1項ただし書）」による許可を受けた建築物（平成11年4月30日以前に、「法第43条第1項のただし書」を適用して、建築主事から確認の交付を受けた建築物を含む。）には適用できない（特定通路（京都市建築基準条例第43条の5の規定により市長が指定したもの）に接する敷地を除く。）。

- (1) 道又は公園、広場に接していない敷地であること。
- (2) 敷地及び当該通路が基準時（昭和25年11月23日）以前から存在していること。
- (3) 当該通路が法第42条に規定する道路に通じていること。
- (4) 当該敷地から法第42条に規定する道路に至るまで、避難上有効に通行できる通路の有効幅員が1.5m以上であること。
- (5) 当該通路に避難上支障のある工作物等がなく、建築物又は建築物の部分が突出していないこと。ただし、路面中心からの高さ2.1mを超える範囲の庇等の建築物の部分は除く。
- (6) 当該通路が公共団体等の管理するもの、又は一般の通行の用に供し、通路として存続が担保されるもの

QA

Q1 新築する場合においても、当該取扱いは準用できるか。

A1 準用できない。この取扱いは、基準時以前の建築物の用途を変更する場合に限る。

関連項目

- ・ハンドブック 単8-5 敷地内の通路
- ・旧ハンドブック 解4-4 敷地内の通路
- ・旧ハンドブック 解9-6 里道・水路等の空地による緩和

3 その他

雑3-1 別棟と扱う構造を異にする建築物の棟

〔法第21条、法第22条、法第23条、法第24条、法第25条、法第27条、法第35条、法第35条の2、法第35条の3、法第36条、法第61条、法第62条〕

追加：平成25年5月 更新：平成30年5月、令和5年4月

解釈

昭和26年建設省住防発第14号及び平成20年9月30日付け国住指第2391号国土交通省住宅局建築指導課長通知の適用について、次の全てに該当するものは、法第21条から第25条まで、第27条、第35条から第36条まで、第61条及び第62条の規定については、別棟とする。ただし、法第61条において、当該耐火構造棟と当該木造棟相互の延焼のおそれのある外壁の開口部はないものとする。

- (1) 主要構造部を耐火構造とした建築物の部分（以下本項目において「耐火構造の部分」という。）と主要構造部の全部又は一部を木造とした建築物の部分（以下本項目において「木造の部分」という。）が相接して一連（上下に接続している場合を除く。）になっているもの

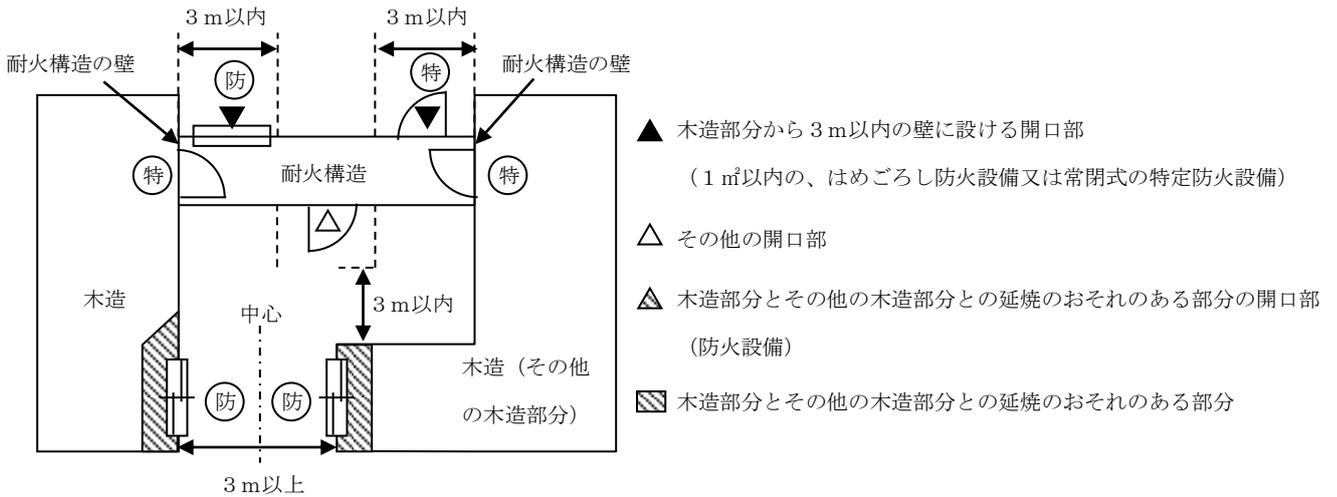
※ 相接して一連

主要構造部を耐火構造とした開放渡り廊下で建築物相互をつなぐことは、「相接して一連」に該当しない。

- (2) 木造の部分と耐火構造の部分とが相接する境界が、耐火構造の壁又は煙感知器と連動して自動的に閉鎖する構造の特定防火設備となっているもの
- (3) 木造部分とその他の木造部分が、延焼防止上有効に3m以上の距離を有し、かつ、お互いに防火上有効に遮断されているもの

※ お互いに防火上有効に遮断

- (1) 耐火構造の壁により遮断されたもので、木造部分から水平距離3m以内の壁に開口部を設ける場合においては、その面積は、各々1㎡以内とし、かつ、法第2条第九号の二に規定する防火設備ではめごろし戸であるもの又は常時閉鎖式の特定防火設備を設けたもの
- (2) 木造部分とその他の木造部分が軒庇で連続しないもの、又は軒庇の軒裏の下地仕上げを不燃材料で作るもの
- (3) 木造とその他の木造部分との延焼のおそれのある部分の開口部は法第2条第九号の二に規定する防火設備となっているもの



QA

Q 1 耐火構造の部分を、木造による耐火構造としてもよいか。

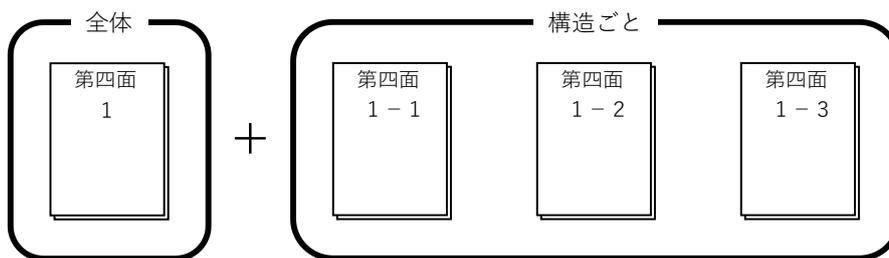
A 1 よい。

Q 2 増築し、上記のような形状になる建築物についても、同様の取扱いとすることは可能か。

A 2 可能である。

Q 3 確認申請書第4面にどのように記載すればよいか。

A 3 この取扱いを適用する場合、一つの建築物として全ての棟の情報をまとめた第4面(【5. 耐火建築物等】で例えば「耐火構造」と「その他」をチェックするとともに【18. 備考】で補記)と、構造ごとの情報を記載した第4面を両方添付すること。



関連項目

・旧ハンドブック 解1-10 構造を異にする建築物の棟

雑3-2 特殊な形式の倉庫

[法第20条、法第27条、法第35条、法第36条、法第53条、法第87条の4、法第92条]

更新：平成30年5月、令和5年4月

解釈

1 ラック式倉庫（立体自動倉庫）の取扱い

ラック式倉庫とは、物品の出し入れを搬送施設によって自動的に行き、通常人の出入りが少ないものをいう。

(1) 階数の算定

当該部分の階数は1とする。

(2) 床面積の合計の算定

ア 法第3章（第5節（防火地域）を除く。）の規定を適用する場合の床面積の合計の算定については、当該部分の高さ5mごとに床があるものとして算定する。

なお、ラック式倉庫以外の倉庫に新たにラックを設置してラック式倉庫とする場合又は既存のラック式倉庫のラック高さを高くした場合に、上記の規定により床面積が増加した場合は増築として扱わない。ただし、法第3章の規定に適合しなければならない。

イ 上記ア以外の場合の当該部分の床面積の合計の算定については、当該部分の階数を1として算定する。

※ 床面積の合計の算定

「床面積の合計の算定」の当該部分の床面積とは、ラック部分全体の床面積を指し、スタッカークレーンの移動部分も含む。

(3) 形態による構造制限

建築物の構造は、当該部分の高さ及び床面積の合計（上記（2）イの規定による。）に応じて、次の表による。ただし、軒高が10mを超えるもので、法第2条第9号の3（ロー1）に該当する準耐火建築物とするものにあつては、当該部分の外周に配置される主要構造部である柱は、耐火構造としなければならない。

当該部分の床面積の合計（単位：㎡）					
1,500以上	1,000以上 1,500未満	500以上 1,000未満	500未満	10未満	当該部分の高さ (単位 m)
耐火建築物又は 法2条9号の3 (ロー1)に該当 する準耐火建築物	耐火建築物又は 準耐火建築物			10以上 15未満	
				15以上	

※ 準耐火ロー1の外壁

準耐火ロー1でいう外壁は、自立するのが原則であるから、鉄骨に耐火パネルを取り付ける場合は、外壁を支持する構造耐力上主要な柱及び梁は耐火被覆を行わなければならない。

(4) 危険物の貯蔵の禁止

当該部分に、令第116条の表に指定する数量以上の危険物を貯蔵する場合は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。(危険物の数量については他法令により数量制限を受ける場合がある。)

(5) 防火区画

ア 令第112条第1項から第5項までの適用にあつては、同条第1項第1号に掲げる建築物の部分とする。

イ 当該部分の高さが15mを超えるものにあつては、ラック倉庫と他の部分を令第112条第11項の規定により区画する。

ウ 当該用途部分と他の用途部分は令第112条第18項の規定により区画する。

※ 当該用途部分

「当該用途部分」には、原則として作業床部分を含まない。すなわち、物品保管スペースと作業スペースがある場合には、原則として区画しなければならない。

(6) 開口部の防火措置

外壁に設ける開口部は、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とする。

(7) 避難施設等

ア 当該部分には、原則として直通階段、避難階段、特別避難階段、非常用の照明装置、非常用の進入口及び非常用の昇降機の設置は要しない。

イ 排煙設備については、当該部分が令第126条の2第1項第4号又は平12建告第1436号の規定に適合する場合は設置を要しない。

(8) 構造計算の積載荷重

ア 当該部分の積載荷重は、積載物の種類及び各棚の充実率の実況に応じて計算する。

イ 各棚の充実率は、応力及び外力の種類に応じて、次の表によることができる。

応力の種類	荷重及び外力について想定する状態	ラックの充実率 (単位 %)	備考
長期の応力	常時	100	
短期の応力	積雪時	100	
	暴風時	80	建築物の転倒、柱の引抜等を検討する場合は50としなければならない。
	地震時	80	

(9) 荷役運搬機械について

専ら荷役運搬の用に供する特殊な搬送施設は、法第2条第3号に該当する昇降機とは見なさない。

2 多層式倉庫の取扱い

多層式倉庫については、ラック式倉庫と異なり、内部で人が作業を行うことが多いことから、作業可能な部分を床と見なして、通常の倉庫と同様に取り扱うものとする。

3 ラック式と多層式を複合した倉庫の取扱い

ラック式と多層式を複合した形式の倉庫については、ラック式倉庫と多層式倉庫の両方の取扱いを勘案して、より規制が厳しい取扱いを適用する。

QA

Q1 ラック式倉庫や多層式倉庫を利用する場合の確認申請書第三面について、床面積は本取り扱いにより算定した床面積を記載すればよいか。

A1 第三面の床面積は、容積率の検討を行うことが主の目的であるため、本取り扱いにより算定した床面積を記載すること。

関連項目

- ・基準総則集団規定の適用事例 「ラック式倉庫（立体自動倉庫）、多層式倉庫」
- ・建築物の防火避難規定の解説 「ラック式倉庫の扱い」
- ・ハンドブック 雑1-1 昇降機の確認申請
- ・旧ハンドブック 解10-5 特殊な形式の倉庫